

○ 国立大学法人山梨大学長の選考及び解任等に関する規程

制定 平成16年 6月14日

改正 平成16年 7月 5日

改正 平成20年 8月 6日

改正 平成26年 8月 8日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人山梨大学長（以下「学長」という。）の選考及び解任等に関し必要な事項を定める。

(学長の選考)

第2条 学長の選考は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）（以下「法人法」という。）

第12条第2項の規定により、国立大学法人山梨大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行うものとする。

(学長の選考時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号の一に該当する場合に、学長の選考を行う。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の概ね2ヶ月前に終了するように開始するものとする。ただし、再任の場合は、任期満了の概ね9ヶ月前に終了するように、選考を開始する。

3 第1項第2号から第4号までの一に該当する場合には、速やかに選考を開始するものとする。

(望ましい学長像)

第4条 学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が別に定める基準により、行うものとする。

(学長の選考方法)

第5条 学長の選考方法は、学長選考会議が別に定める。

(学長の任期)

第6条 学長の任期は、4年とし、1回に限り再任することができる。ただし、再任された場合の任期は、2年とし、引き続き6年を超えることができない。

(学長の解任の申出)

第7条 学長選考会議は、学長が次の各号の一に該当するとき、その他学長たるに適しないと認められるときは、法人法第17条第4項の規定に基づき、学長の解任を文部科学大臣に申し出ることができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があるとき。
- (3) その他学長の職務の執行が適当でないため国立大学法人山梨大学の業務の実績が悪化した場合であって、学長に引き続き当該職務を行わせることが適当でないとして認められるとき。

(学長の解任申出手続)

第8条 学長の解任申出手続きについては、学長選考会議が別に定める。

(規程の改正)

第9条 この規程を改正する場合は、学長選考会議において学長選考会議委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、学長の選考及び解任等に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附 則

1 この規程は、平成16年6月14日から施行する。

2 この規程施行後、最初に学長に任命される学長の任期は、第6条第1項の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則 (平成16年7月5日)

この規程は、平成16年7月5日から施行する。

附 則 (平成20年8月6日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月8日)

この規程は、平成26年8月8日から施行する。